第十条第一項中「に」を「又は児童書研究資料室内に持ち込んだインターネットに接続された入出力装置から」に「入力し」を「入力して館の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録し」に改める。

第十七条の二第一項中「館の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）」を「ファイル」に改める。

様式第九を次のように改める。

（様式第九）

年　月　日

国立国会図書館長　殿

氏　名　又　は
機関名・責任者名　　印

住所又は所在地

電話

国立国会図書館所蔵図書館資料に
関する証明申請書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に必要のため、下記のとおり相違ないことを証明願います。

図書館資料名及び請求記号	
出版年・巻号等	
受入年月日	
掲載記事(*)	
ページ(*)	

（掲載記事の証明の場合は、*印の項目も御記入ください。）

証明書の申請部数	

国立国会図書館使用欄

証明	年　月　日	部局課名	担当者の氏名
			印

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の国立国会図書館資料利用規則又は第二条の規定による改正前の国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則に規定する様式による国立国会図書館所蔵図書館資料に関する証明申請書は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

平成 29 年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第１項の規定に基づき、同項に規定する平成29年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

平成 29 年３月 27 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成29年度輸入食品監視指導計画

平成27年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約226万件、輸入重量が約3,190万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約４割であり、供給熱量ベースで約６割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成28年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査機器等の整備による輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査※1、検査命令※2等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における安全対策を推進するため、対日輸出食品に関する輸出国の食品安全に係る規制及び制度の計画的な調査（以下「制度調査」という。）並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）等に係る輸出国の安全管理について現地調査を行った。

なお、平成28年12月に公表した平成28年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）では、平成28年４月から９月までの輸入届出件数は約116万件、輸入重量は約1,187万トン、検査件数は約９万８千件であり、うち食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）違反件数は358件であった（数値はいずれも速報値）。

平成29年度においては、これまでの施策を更に進めるとともに、モニタリング検査については、平成28年度のモニタリング検査結果を踏まえた計画とし、過去の監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直しを行う。具体的には、海外での病原微生物の検出情報等を踏まえた検査及びいわゆるポジティブリスト制度※3に対応した残留農薬等の検査を着実に実施し、制度調査及び過去の検査による違反の状況等を踏まえた検査項目等の見直しを行う。また、冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、引き続き、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査を重点的に実施するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、「「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について」（平成20年６月５日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添１「輸入加